

福島地裁いわき支部に要請行動、記者会見を行いました。

弁護士 山田大輔

2017年12月27日、浜通り訴訟弁護団、避難者訴訟原告団は、福島地裁いわき支部に対し、「福島原発事故避難者損害賠償請求訴訟 公正判決を求める公害事件被害者団体代表者共同要望書」(296団体分)「福島原発事故避難者損害賠償請求訴訟 公正判決を求める全国公害関係弁護団代表者共同要望書」(38団体分、合計334団体)を提出し、公正判決を求める要請を行いました。

なお、2018年1月9日現在で、公害事件被害者団体要望書が408団体分、公害関係弁護団要望書が38団体分、合計446団体の要望書が集まっています。

当日は、中杉喜代司弁護士も公害弁連幹事長という立場で参加してくださいました。

また、同日、上記要請行動及び2018年3月22日の避難者訴訟の判決について、記者会見を行いました。

公害事件被害者団体代表者共同要望書は次の通り述べて、福島地裁いわき支部に対し、公正判決を求めています。

「私たちは、この原発事故公害事件を我が事としてとらえています。私たちも、加害企業の利潤追求と人命軽視の論理により、命と健康、生活を奪われた公害事件において、被害を受け、被害回復や再発防止のための取り組みを進めてきた経験を持っています。そこから言えるのは、加害企業は、司法により自己の法的責任を明確にされ、被害の実相を直視せざるを得なくなったとき、ようやく責任を取る行動をとります。

私たち公害被害者が願うのは、加害者が被害の救済を十分に図ること、そして、二度と公害の災厄を起こさないために、加害者としての真摯な反省を踏まえた責任ある行動を取ることです。

貴裁判所におかれましては、被害者を救済し、二度と本件のような公害を引き起こさないようにするため、本件判決において、東京電力が、今回の津波から巨大な災害が起こる予測をしていたにもかかわらず、安全対策を怠っていたために本件事故を引き起こしたことを明確にし、本件事故によって発生した被害を十分に回復する損害賠償を命じていただく、公正な判決を要望いたします。」

福島原発事故は、故郷に立ち入れなくなるほどの放射能汚染をもたらしたという未曾有の公害事件です。

それにもかかわらず、東京電力は被害の実態を正視せず、自らが定めた賠償基準での賠償しか行っていません。その賠償基準は、被害の実態を反映したも

のとは到底言えません。

避難者訴訟では、東京電力の加害責任を追及し、避難に伴い避難者に苦痛が生じていること、原発事故により故郷が喪失したことなどについて賠償請求をしています。

2018年3月22日に、避難者訴訟第一陣の判決が出されますが、その判決において、東京電力の原発事故を引き起こした責任を断罪し、被害の実態に即した損害賠償を認めることは、被害を救済し、東京電力に二度と原発事故を起こさせないために不可欠です。

多くの全国の公害被害者団体の代表者の方々が、福島原発事故被害を我が事として捉え、支援してくださっているのは力強い限りです。

我々、浜通り弁護士団も、原告団と共同しながら、勝訴判決を勝ち取るために今後も尽力したいと思います。